

日・ASEAN包括的経済連携協定成立までの道のり

～東アジア経済連携実現への第一歩として～

外交防衛委員会調査室 てらばやし ゆうすけ
寺 林 裕 介

はじめに

我が国と東南アジア諸国連合（ASEAN）構成国との包括的経済連携協定（AJCEP）は、2007年8月に主要事項について大筋合意し、同年11月、シンガポールで開催された第11回日・ASEAN首脳会議において交渉妥結が報告された。2007年は、1977年に福田赳夫元総理が東南アジア諸国を訪問しマニラで演説を行い、いわゆる「福田ドクトリン」を発表してから30周年に当たる年であった。首脳会議で子息の福田康夫総理は、AJCEP協定の交渉妥結を歓迎し、福田ドクトリンに言及しつつ日・ASEAN関係を一層強固なものにしていくことを表明した。

これまで我が国のASEAN地域に対する経済連携交渉はすべて二国間によるもので、シンガポールを皮切りに、ASEANの「オリジナル6」（原加盟6か国）のすべての国と経済連携協定（EPA）を締結又は署名しており、我が国は着実に二国間EPA交渉を推進してきた。これに対し今回のAJCEPは、ASEAN地域全体（10か国）と日本を対象にした協定であり、我が国にとって初めての多国間EPAとなる。

AJCEP協定は、2008年3月から4月にかけて各国の首都において持ち回りで署名が行われ、4月25日に国会に提出された。衆参両院で与野党が逆転する衆参ねじれ国会の中、福田内閣がAJCEPの早期の成立を目指し、国会の会期を延長した上での自然承認の結果となった¹。我が国の国会承認により、ASEAN構成国のいずれかの国が国内手続を完了すれば本協定の発効要件が満たされる²。

我が国の経済外交の柱はGATT/WTOを中心とする多国間の自由貿易体制を重視したものであったが、米国がNAFTA（北米自由貿易協定）によりマーケットを拡大し、また、EUが域内統合を深化させたことは、相対的に我が国にとって東南アジア地域との結びつきを強く意識させる結果となった。2002年10月に外務省経済局が発表した「日本のFTA戦略」には、究極的にはASEAN全体との経済連携強化を視野に入れつつも、まずは二国間EPAを早急に進めていくべきとされ、二国間EPAの仕上がり具合を勘案しながら、ASEAN全体へと協定を拡大するプロセスに入ることが明記された³。

このようにして進められた我が国とASEAN地域との経済連携は、ASEAN主要国との二国間EPAを経て今回のAJCEPまで辿り着いた。日・ASEAN間においては、二国間EPAの「線」の結びつきだけでなく、多国間EPAの「面」の結びつきが重なることとなる。これにより日・ASEAN域内における実質上の自由貿易圏を誕生させたことは、日・ASEANの結びつきを一層強固なものにしたと評価できる。

本稿では、日・ASEAN間のEPA締結の集大成となったAJCEP協定の国会承認

を契機として、今後の国会でのE P Aの議論に資することを目的に我が国がこれまでにA S E A N諸国と締結又は署名してきた二国間E P Aについて個別の論点を中心に振り返り、加えて、今回のA J C E Pまで辿り着いた我が国の経済外交の意味を考えてみたい。

1. 我が国のE P A交渉の開始

(1) 「新たな時代」における経済連携 日・シンガポールE P A

東アジア地域においては、ちょうど21世紀に入った頃から経済連携の動きが目立つようになってきた。我が国は、それまでG A T T / W T Oを中心とする多国間の自由貿易体制を重視してきたが、これに加え、2001年1月にシンガポールとの間でE P A交渉を開始したことにより、特定国間における貿易の自由化を進めていくF T A / E P A締結への端緒を開いた。

この時までにも、我が国はメキシコや韓国から自由貿易協定(F T A)締結の可能性を打診されており、実際に研究会等で議論が進められてきた。しかし、我が国にとって初めてのF T A / E P Aを締結するに当たって、農産品の自由化が政治的にも大きな障壁となっていたことを勘案すれば、農産品をほとんど生産していないシンガポールを相手とすることは好都合であった。また、日本が関税の撤廃を中心とする伝統的なF T Aにとどまらず、より幅の広い分野での経済連携を図ることを目的としたE P Aを目指すために、発展段階が高く、国際的に競争力のあるビジネス環境を維持しようとしていたシンガポールは⁴、我が国の今後のE P Aのモデルを構築していく相手としても十分であった。

こうして2001年中に大筋合意を果たし、翌2002年に署名・発効に至った日本とシンガポールの間の協定は、「新たな時代」における経済連携協定と銘打たれ、我が国はこの協定を足掛かりにその後のE P A交渉を進めていくこととなった。

(2) 中・A S E A N間のF T A

貿易の自由化を超えたビジネス環境整備等を含めたE P Aとして、我が国がA S E A Nの特定の相手国の事情に即した形できめ細やかな内容の協定を目指していたのに対し、中国はこれとは対照的にA S E A N構成国全体との自由貿易圏構想を実現しようとしていた。

中・A S E A N間のF T A(A C F T A)は、2000年11月のA S E A N + 3首脳会議において、朱鎔基中国首相がA S E A N側に提案したのが始まりだった。当初、A S E A N側は急速に経済力を拡大していた中国に対し警戒感を表していたが、このA S E A N側の懸念を払拭するために中国は、例えば熱帯性農作物のアーリー・ハーベスト(早期関税引下げ)措置を認め、その対象品目について2004年1月には関税削減を開始するなどの譲歩を行った。A S E A N側にとってトロピカルフルーツなどの輸出拡大が期待できるこの提案は魅力的でもあり、2001年11月の中・A S E A N首脳会議において10年以内のF T A締結で合意した。2002年11月には包括的経済協力枠組み協定を調印し、関税引下げは2004年11月に合意に達した。

(3) 我が国のE P A基本方針

2001年11月に中国がA S E A NとのF T A実現に向けた合意にいち早く到達したことは、

中・ASEANという巨大な人口を抱える自由貿易圏の誕生を想起させ、周辺諸国に驚きを持って迎えられた。

シンガポールとの二国間EPAを進めていた日本にとっても、まさに東アジアの経済統合の波に乗り遅れる懸念が生じてきた。日・ASEAN間の歴史的な結びつきは強く、中・ASEAN間の貿易額は日・ASEAN間の貿易額に遠く及ばないが、経済力を付ける中国が積極的にASEANと経済関係を強化しようとしたことは、中国が東南アジア市場での主導権を意識し、長期的な戦略を仕掛けてきていることと捉えられた。

この中国とASEANの合意後、2002年1月、小泉純一郎総理は東南アジアを歴訪し、1月13日にはシンガポールを訪れ、首脳会談において上述した日・シンガポールEPAに署名した。翌14日、小泉総理は「東アジアの中の日本とASEAN - 率直なパートナーシップを求めて - 」と題された政策演説を行い⁵、その中で「日・ASEAN包括的経済連携構想」を提案した。小泉ドクトリンとも呼ばれたこの演説では、「貿易、投資のみならず、科学技術、人材養成、観光なども含め幅広い分野での経済連携を強化しなければならない」と言及し、シンガポールとのEPAをモデルとした経済連携を推進していくことを表明した。このタイミングでの日本の対ASEAN政策表明は、ACFTAを始めとする中国の動きを牽制するかのように見えたが、逆にこの地域への主導権争いに対する日本の焦りが感じられたとも言える。

我が国政府は、上記の小泉総理による対ASEAN政策表明に続き、2004年12月21日の第3回経済連携促進関係閣僚会議において、我が国のEPA推進についての基本方針を策定した⁶。その中では、EPAを「WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして我が国の対外経済関係の発展及び経済的利益の確保に寄与するもの」と位置付け、「東アジア共同体の構築を促す等、政治・外交戦略上、我が国にとってより有益な国際環境を形成することに資する」ものとし、ASEAN各国とのEPA締結交渉の取組やASEAN全体との交渉について「東アジアを中心とした経済連携を推進するという我が国の方針を具体化するものであり、これらの早期締結に政府一体となって全力を傾注する」との方針を確認した。

2. 二国間EPAの推進

(1) ASEAN各国との二国間EPA

我が国がEPAを推進していくこととなった背景には、WTO交渉が停滞する中、地理的にも歴史的にも結びつきの強いASEAN諸国との経済関係を一層強化し、新しい経済外交を展開させていこうとする意図があった⁷。

ただし、ASEANとの本格的なEPA交渉に向き合う場合、日・シンガポールEPAのときのように農産品の扱いを無視することはできない。そもそも我が国がEPAを推進していくためには、いつかは農産品の自由化の問題に正面から取り組む必要があり、2002年11月から開始されたメキシコとのEPA交渉がその最初のケースとなった。日・メキシコEPAの農業分野の交渉は難航したが、関税割当制度を使うことで妥協点を見出した⁸。

こうして我が国は、シンガポールとの協定において幅広い分野に渡る経済連携のモデルを構築し、また、メキシコとの協定において農産品の自由化の問題についても一定の実績を示すことができた。中国と韓国がASEAN地域全体とのFTAを進める中、できるだけ早い時期に我が国もASEAN各国とのEPAを実現する必要があった。

小泉ドクトリンにおいて、2003年は「日・ASEAN交流年」とすることが提案されていたが、同年12月には、その締めくくりとしてASEAN構成国の全首脳が東京に集まり、日・ASEAN特別首脳会議が開催された。この首脳会議でタイ、フィリピン、マレーシアとの二国間EPAの交渉開始が合意された。

ASEAN各国とのEPAを進めるに当たっては、我が国との関係では構造的に二つの対立軸が存在する。一つは、メキシコとの協定と同様に我が国の農業分野の市場開放をASEAN側が求めるのに対し、我が国として守るべきものは守るという姿勢をどこまで維持できるかという点である。もう一つはこれとは逆に、日本企業の進出のためにASEAN側の鉱工業品の関税撤廃を我が国が求めるのに対し、自国の産業を保護したいASEAN側がどれだけ譲歩を許すかという点である。このことは、タイ、フィリピン、マレーシアとの交渉においても共通した図式であり、まさにこの連立方程式の回答を見つけることが、合意を導く鍵となっていた。

(2) 日・フィリピンEPA

交渉を開始した3か国のうち、2004年11月にいち早く大筋合意に至った日・フィリピンEPAでは、フィリピン側が砂糖、鶏肉、パイナップル、バナナ、まぐろの主要5品目の関税撤廃・引下げを要求し、鉱工業分野においては、日本が求めていた自動車や鉄鋼の関税撤廃についてフィリピン側が難色を示していた。この他にも、看護師・介護福祉士の日本への受入れ問題が大きな論点となっていたが、自然人の移動については後述する。

日・フィリピンEPAは2006年9月に署名され、農水産品の5品目のうち、まぐろについては日本側が譲歩し協定発効後5年間で関税を撤廃することとし、また、鶏肉、パイナップルについては、メキシコとの交渉の教訓を生かし、関税割当を設定することで折り合いを付けた。しかし、バナナについては一部の小さい種類を除き小幅な関税削減となり、また、関税率が270パーセントだった砂糖については、協定発効後4年目に再協議とするなどフィリピン側に日本の消極的な姿勢を見せる結果となった。

このためか、鉱工業分野においては、大筋合意の時点で自動車の全車種の関税撤廃が約束されていたにもかかわらず⁹、結局、排気量3,000cc以下の乗用車の関税については現行30パーセントから20パーセントに引き下げ、かつ、関税撤廃については2009年に再協議するという形で収束した。

(3) 日・マレーシアEPA

自動車については日本側の有力な輸出品であることから、ASEAN側が警戒感を示すことも多い。特にマレーシアとの交渉においては、マレーシアが国民車政策を実施していたため、この障壁を乗り越える必要があった。国民車政策とは、1980年代からマハティール首相(当時)が進めてきた保護政策であり、指定された自動車メーカーに自動車部品の多くをマレーシア国内で調達する義務や税制面での優遇措置を実施し、これに対し輸入完

成車には最高で200パーセントもの関税を賦課していた。

我が国としては、マレーシアとの交渉が他の国との交渉に及ぼす影響にもかんがみ、質の高いEPAの実現を求めていた。一方、マレーシアは、確かに国民車政策を実施して自動車産業の育成を図っていたものの、マレーシアの2倍近い台数の自動車を生産していた隣国のタイに対する競争力を高めるためにも、日本から多くの協力を得ることは自国産業の発展につながる可能性を有していた。日・マレーシアEPAは、2005年5月の首脳会談において正式合意に至ったが、そこでは日本がマレーシアの自動車産業の競争力を一層強化するために協力することを合意した上で、排気量2,000cc超の乗用車の関税を2010年までに撤廃、また、国民車と競合する排気量2,000cc以下の乗用車の関税については、2015年までに撤廃することとなった。

(4) 日・タイEPA

タイは我が国にとって貿易・投資の結びつきが深く、貿易額はASEAN加盟国の中でも最大であり、タイとの経済連携には大きな期待が寄せられていたが、フィリピンやマレーシアに比べ交渉が遅れた。タイは我が国の農産品、例えばコメや砂糖などについて除外品目又は再協議扱いとするなど農業分野で早々に譲歩していたが、この合意は「タイ側の都合で撤回できる」となっていた¹⁰。これを盾に取ったタイ側が日本の自動車・鉄鋼分野への要求をかわしていたものとされる。

日・タイEPAは2005年9月に正式合意し、2007年4月に署名された。焦点はやはり自動車の扱いであったが、排気量3,000cc超の乗用車は4年目までに現行税率80パーセントから60パーセントに引き下げ、排気量3,000cc以下の乗用車の関税については、協定発効後6年目に再協議することとなった。若干、自動車の関税について質的な後退を見せており、このことは当時、最終調整を行っていた日・フィリピンEPAの自動車分野の交渉にも影響を及ぼした可能性がある。ただし、自動車部品について、協定発効後5年から7年の間で関税撤廃となったことは、現地生産を行っている日系メーカーにとって実益を享受できる場所であった。

3. 幅広い分野における経済連携

(1) 自然人の移動 ～外国人労働者の受入れ～

EPAにおいては、従来のFTAが目的としていた貿易・サービスの自由化だけでなく、投資規制の撤廃、人的交流の拡大、知的財産の保護など、より幅広い分野における経済上の連携強化を図ることを目指している。その中でも、ビジネス活動に携わる人の入国及び一時的な滞在に関しても協定で扱っており、このことは我が国の外国人労働者受入れ政策にも深く結びつくことから、EPA締結の論点として注目を集めている。

外国人労働者の受入れについて、我が国がEPA交渉に臨む際、専門的・技術的分野の労働者は積極的に受け入れる、日本の出入国管理制度の基本方針は、専門的・技術的分野の労働者のみの受入れに限っており、自然人の移動の交渉範囲はこの方針に従うものとする、との姿勢を相手国に示していた¹¹。フィリピンは、主に中東に看護師を、台湾に

介護福祉士を送り出してきた実績があり、日本とのEPA交渉を進めるに当たって、この分野に対する関心は高かった。

近年、少子高齢化による我が国の労働力不足や看護師の離職率の高さなどから、看護師不足が深刻化している。しかし、外国人看護師の受入れには、常に言葉の壁が立ちふさがり、これを原因とした医療事故の懸念も拭いきれない。また、長期の滞在には文化の違いから発生する社会問題への対応も余儀なくされる。

こうした中、看護師・介護福祉士の受入れをめぐる日・フィリピン間の交渉は難航した。結果として、当初2年間の受入れ人数を看護師400人、介護福祉士600人とすることで折り合いをつけ、また、日本語の習得についても、入国後に6か月間の研修が実施されることとなった。こうして看護師は3年、介護福祉士は4年の間に、我が国の国家試験に合格し資格を取得すれば、制限なく在留期間を更新できることとなる。

ただし、日・フィリピンEPAは、フィリピンの国内手続きが整わず発効が遅れているため、ほぼ同様の受入れが合意された日・インドネシアEPAによる受入れが第一陣となる予定である。

(2) エネルギー資源の確保 日・インドネシアEPA、日・ブルネイEPA

A S E A Nの原加盟国6か国のうち、残りのインドネシアとブルネイについては、両国ともA J C E P合意の前(インドネシアについては2007年8月、ブルネイについては2007年6月)に協定の署名が済まされた。両国との二国間EPAに共通していたのは、我が国がエネルギー資源確保の観点からEPAを活用したことである。

インドネシアは、我が国のエネルギー供給源として重要な相手国であり、液化天然ガスは我が国にとって第1位の供給国(22.0パーセント)、石炭も第2位の供給国(17.8パーセント)となっている。しかし、インドネシアは、液化天然ガスについて国内需要に対応するため、日本企業との契約切れを契機に日本への輸出量を削減させる方針を決定していた。そこで、EPAの中に、エネルギー・鉱物資源の安定供給に関する条項を設け、新たな規制措置導入の際には事前に通報することなどを盛り込んだ。こうした措置により少なくとも唐突に我が国への輸出に規制を掛けるなどの行為は回避されることとなった。ただし、もちろんこの規定は民間部門による経済活動を拘束するものではなく、契約の更新や一定の供給量を直接確保するものではない。一方、インドネシアにとっての関心事としては、近年、日本からの直接投資の減少が目立っていたことから、EPA締結を契機とした日本からの投資拡大への期待であった。前述した看護師・介護福祉士の受入れを含めて、総合的に勘案されて両国間で合意に至ったものとされる。

また、ブルネイについても、我が国は原油(0.3パーセント、第17位)や液化天然ガス(10.0パーセント、第5位)の供給源としている。ブルネイにとっても液化天然ガスの輸出の約90パーセントが日本向けとなっているなど、ブルネイと我が国とのエネルギー分野での結びつきは強い。こうしたことから、日・ブルネイEPAでは、日・インドネシアEPAに先駆けて、エネルギー分野に関して独立した規定が設けられた。2006年6月の第1回交渉から半年で大筋合意、約1年という短期間で署名に至ったが、これはA J C E P合意の前にオリジナル6のメンバーとして我が国と二国間EPAを結んでおきたいとする

ブルネイ側の意向が反映された結果であったとも言える。

4．日・ASEAN包括的経済連携協定

(1) ASEANを取り巻く二国間・地域間EPA

2002年1月の小泉総理の政策演説(小泉ドクトリン)の中で、日・ASEAN包括的経済連携構想が提案されたことはすでに述べた。ASEAN地域ともう一か国との経済連携(ASEAN+1)については、2000年11月のASEAN+3首脳会議において中国がASEAN側にACFTAを提案し、その1年後にはFTA実現に向けた合意に到達したことで、ASEANをめぐる日中の主導権争いが表面化していた。小泉ドクトリンの後、我が国とASEANは、2003年10月にインドネシアで開催された首脳会議において「日・ASEAN包括的経済連携構想の枠組み」に合意し、この枠組みには翌2004年からEPA締結のための協議を開始することが盛り込まれていた。

しかし、我が国とASEANとのEPAについては二国間交渉が先行し、ASEAN全体との交渉は若干遅れることとなった。ASEAN全体を相手にして包括的なEPAを締結することは、各国事情に対応できず、日本が進めてきた二国間交渉と同様の手法がとれないなどの課題があった¹²。

二国間EPAを着実に実現してきた日本と、ASEAN全体との交渉を一気に推し進めた中国とでは、その手法が明らかに異なる。中国はASEAN域内のFTAであるAFTAをベースに交渉を行い¹³、さらにASEANとの政治・安全保障を含む包括的な関係強化という長期戦略の一環としてFTAを進めていった¹⁴。これに対し我が国は、関税撤廃や削減による市場アクセスの改善だけにとどまらず、投資規制の撤廃や知的財産の保護など我が国進出企業のビジネス環境が改善されることによる相乗効果を織り込んだ上でのきめ細やかな経済連携を目指した。そのため、ASEAN主要国との二国間EPAを完成させた上で、それを補完する形でASEAN全体とのEPAを実現させる結果となったのである。2005年4月から始められたAJCEP交渉は、2007年11月、シンガポールにおける日・ASEAN首脳会議において交渉妥結が報告された。

(2) 貿易の自由化と累積規定

AJCEPによる貿易の自由化については、これまでの二国間EPAによる自由化に比べて見劣りがする。ただし、EPAを使う輸出業者は、併存する二国間EPAとAJCEPの特恵関税のうち、より有利な方を選択することができる。また、今回、ASEAN原加盟国以外のベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーについて、貿易相手としてまとめて関税の撤廃・引下げが実現できたことの意義も大きい。AJCEPでは投資に関する具体的な規定は小委員会を設置することまでにとどまったが、すでにベトナム、カンボジア、ラオスについては二国間投資協定が締結・発効し、AJCEPによる市場の自由化は、貿易・投資の両面において日・ASEAN間の連携を充実させるものとなった。

AJCEP実現のための最も強いインセンティブは、原産地規則の累積規定が適用されることにあった。二国間EPAのみが存在している場合、もちろんその二国間においては

特惠関税が適用されることとなるが、例えば、日本から二国間E P Aの相手国に部品を輸出し、当該相手国でその部品を使って最終製品を完成させてA S E A N域内の他国の市場に輸出しようとしても、当該相手国で加えられた最終製品の付加価値がA F T Aの原産地規則（40パーセント）を満たさなければ、市場への輸出に対し通常の関税が適用されることとなる。A J C E Pが発効すれば、日本とA S E A N各国とで加えた付加価値を合計することが可能となり、最終製品の原産地性を得ることが容易となる。

具体的には、日本から薄型テレビのパネル等の部品を輸出し、A S E A N域内で最終製品として完成した場合、その薄型テレビがA S E A N域内で無税で流通できるようになる場合が多くなる。近年、A S E A N市場における薄型テレビは韓国系企業のシェアが増加し、その分日系企業のシェアが減少している傾向にある¹⁵。日本製のパネルを使用した薄型テレビがA S E A N域内で無税で流通できるようになれば、価格競争力が向上し日系企業にとって有利なビジネスが展開できる。

おわりに ～東アジア経済連携の可能性～

我が国とA S E A Nとの経済連携については、オリジナル6との二国間E P A締結に目処がつき、さらにA J C E Pの実現に迫り着いたことにより、その主要な枠組みが完成した。我が国のE P Aについては、交渉の遅れや農林水産品を保護する姿勢など多くの批判がなされてきたが、各国の事情に合わせたきめ細やかな二国間E P Aとそれを補完するA J C E Pの組み合わせは、中国型のF T Aよりも結果的に良いものが出来上がったのではないかと評価できる。

ただし、E P Aによって枠組みが設定されても、それがどのように活用されるかは未知数である。すでに各企業は、A S E A N各国の市場それぞれに生産拠点をつくり、企業が最善と考えるビジネス・モデルを構築している。二国間E P A + A J C E Pが企業に新しい利益をもたらすかどうかは、例えばそのビジネス・モデルを組み替えてでも原産地規則の累積規定の恩恵を享受しようとするか否かなど、中長期的に眺めてみないと結論を出すことはできないだろう。そのため、当面の課題としては、E P Aが企業にとって活用しやすいものとなるような努力が必要であり、代表的なものとしては原産地規則・証明制度の自己証明方式の導入等の運用改善が挙げられる¹⁶。

また、A J C E Pの実現は、今後の東アジア地域の経済連携についても大きな影響を及ぼすことになるだろう。現在、A S E A N + 1については、日本、中国のほかに韓国も調印しており、さらにインド、オーストラリア、ニュージーランドにおいてもF T A締結に向けての交渉が進められている。

日・A S E A N包括的経済連携構想を提案した小泉総理の政策演説においては、A J C E Pがこの地域の経済連携強化のための重要な土台となると表明していた。また、同時に中国、オーストラリア等とのA S E A N + 1への期待にも言及がある。

東アジア地域全体のF T A構想が提起されたのは、2001年のA S E A N + 3首脳会議においてであり、A S E A N + 3による東アジアF T A（E A F T A）の研究が現在も進め

られている。また、日本の経済産業省は、2006年4月、ASEAN+3にインド、オーストラリア、ニュージーランドの3か国を加えた東アジア包括的経済連携（CEPEA）を提起し、2007年1月のASEAN+6首脳会議（東アジアサミット）においてその研究を開始することで一致を見た。この他にも、米国が2006年11月のAPEC首脳会議において提唱したAPEC加盟21か国・地域によるアジア太平洋自由貿易地域（FTAAP）構想もある。

このように様々な東アジア経済連携の可能性が模索される中で、今回、我が国とASEANが主要な二国間EPAとAJCEPを完成させたことは、我が国がこの地域における経済連携構想に一定の主導権を発揮できる準備が整ったことを意味し、今後の東アジア地域における経済連携への我が国の積極的な姿勢が期待される。

- 1 本協定は5月22日に衆議院本会議において多数で承認され参議院に送付されたが、参議院においては委員会に付託されないまま受領後30日以内に議決しなかったため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。31年ぶりの自然承認となった今国会における9条約のうちの一つ。
- 2 AJCEP協定の発効には、日本とASEAN構成国の少なくとも1か国が国内手続を完了し通告を行う必要がある。本協定は発効と同時に協定に定められた関税の段階的な撤廃又は引下げが実施に移されるため、本協定による特惠税率を享受したい我が国にとって、早期に国会承認が実現したことは長期的に見て望ましいことであったとの見方もある。
- 3 外務省「日本のFTA戦略」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy.html>>
- 4 宗像直子「日本のFTA戦略」『日本の東アジア構想』（慶應義塾大学出版会 平16.2）150頁
- 5 外務省「小泉総理大臣のASEAN諸国訪問における政策演説」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/14/ekoi_0114.html>
- 6 外務省「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/hoshin_0412.html>
- 7 EPA推進による新しい経済外交を提言したものとして、田中均「日本経済外交の新展開 - 自由貿易協定に向けて」『中央公論』115巻12号（平12.11）50～63頁
- 8 関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り無税又は低税率（一次税率）を適用し需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高税率（二次税率）を適用することによって、国内生産者の保護を図る仕組みのこと（農林水産省HP）。日・メキシコEPAの場合、例えば、焦点となっていた豚肉について、特惠輸入枠（初年度38,000トンから5年目80,000トン）を設定し、その枠内における従価税率を4.3パーセントから2.2パーセントへ約半減させた。
- 9 『朝日新聞』（平18.9.8）
- 10 『読売新聞』（平17.8.2）
- 11 渡邊頼純、外務省経済局EPA交渉チーム『解説FTA・EPA交渉』（日本経済評論社 平19.5）268頁
- 12 尾池厚之「日本のEPA交渉の展開と展望」『貿易と関税』54巻12号（平18.12）38頁
- 13 石川幸一「始動するASEAN - 中国FTA」『国際貿易と投資』17巻3号（平17.秋）45頁
- 14 浦田秀次郎ほか『FTAガイドブック2007』（ジェトロ 平19.6）52頁
- 15 助川成也「日系企業からみるAJCEP締結の意義」『ジェトロセンサー』58巻688号（平20.3）54頁
- 16 原産地規則・証明制度については、2007年8月1日、経済産業省に「原産地証明制度改革検討会」が設置され、議論が進められている。